

教育基本法（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 （略）

（放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正）

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十五条第二項」に改める。

一 （略）

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項